

2020年7月31日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2020年1月から2020年6月までの間に支払審査委員会を2回開催し、計3件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は2件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者が、自転車運転中に意識消失し電柱等に衝突し、受傷されました。● 事故の状況、受診歴などから既往症であるてんかん発作を起こして意識消失したことが事故発生の原因であり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなくお支払対象に該当しないと判断しました。
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者は、自動車に同乗中、飲酒運転によりT字路を曲がり切れず壁に衝突したため、受傷されました。● 事故直前まで運転者と二人で飲酒しており、飲酒運転による事故と傷害の発生が容易に予見されるにも関わらず同乗したことは通常の注意不足の過失の範囲を超えた重大な過失に相当することから、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、お支払対象に該当しないと判断しました。